

# スカイネットアジア航空株式会社に対する支援決定について

平成16年6月25日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

スカイネットアジア航空株式会社

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社宮崎銀行

株式会社宮崎太陽銀行

商工組合中央金庫

中小企業金融公庫

高鍋信用金庫

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見

「当社の事業再生計画は、新規路線の確保を前提としているので、今後、当該路線の確保に向けて確実に手続を進められたい。」

5. 事業所管大臣(国土交通大臣)の意見

「スカイネットアジア航空株式会社に対する支援決定については、異存がない。ただし、これは、当該会社に対する将来の東京国際空港の発着枠の配分を保証するものではないことを申し添える。」

6. 買取申込み等期間： 平成16年6月25日から

平成16年7月13日まで(機構必着)

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

## 8. 一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

## 9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者は、1997年に設立され、宮崎 - 東京線及び熊本 - 東京線において1日6往復12便の運航をしており、低廉な運賃で利用者利便性の高い航空旅客サービスを提供しています。宮崎 - 東京線では1年以上の間、熊本 - 東京線では2003年度第4四半期において、最も高い搭乗率を維持しています。

しかしながら、対象事業者は、機体の整備体制など安全運航の面では評価できるものの、コスト運営管理体制の未整備、マーケティング・営業戦略における専門性の不足、航空事業全般を横断的に理解する経営者の不足により、収益をあげる体質を確立できずに至っております。

機構は、低価格かつ利便性の高い航空旅客サービスを、羽田から長距離にある空港との間で提供することは、基本的な事業戦略として正しいものと考えており、航空事業の経験を有する専門性に優れた経営者を投入すると同時に、経営管理体制の強化や必要なシステム投資などによる業務の効率化と低コストオペレーションの実現、適切な運賃設定や座席コントロール、“直接販売”のためのインターネットによる予約システムの導入による収入マネジメントの改善、安定した事業基盤を確保するための新規路線開設などを実施すること等により、事業再生の蓋然性は高いものと判断致しました。

また、路線や地域を限定した低価格かつ利便性の高い航空事業の確立は、利用者のメリットが大きくなお且つ潜在需要を掘り起こす新しい航空事業モデルの提示として意義があるものと考えます。

さらに、「県外交通アクセスの向上」を上げている宮崎県の「地域再生プラン」を後押しすることになり、地方自治体との協調による地域経済の活性化にも繋がると考えております。

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階		
株式会社産業再生機構	企画調整室	
	電話番号	03-6212-6437